

公益財団法人笹川スポーツ財団 研究助成に関する規程

平成 23 年 4 月 6 日
規 程 第 12 号

改正 平成 23 年 10 月 25 日 規程 第 17 号
改正 平成 28 年 4 月 1 日 規程 第 56 号
改正 平成 30 年 10 月 17 日 規程 第 61 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人笹川スポーツ財団（以下「財団」という。）が、定款第 4 条第 2 号の規定に基づき、わが国のスポーツの振興に寄与する優れた研究活動に対する助成制度の実施に関し、必要な事項を定める。

(名称)

第 2 条 この助成制度の名称を、「笹川スポーツ研究助成（以下「助成」という。）」とする。

(対象及び助成金額)

第 3 条 助成の対象となる研究及び諸条件、対象経費並びに助成金額は理事長が別に定めるところとする。

(申請)

第 4 条 助成を受けようとする者は、別に定める申請書を当財団の理事長に提出しなければならない。

(決定)

第 5 条 理事長は、第 4 条の規定による申請書の提出があったときは、笹川スポーツ研究助成選考部会（以下「選考部会」という。）による選考を踏まえ、笹川スポーツ研究助成選考委員会（以下「選考委員会」という。）での承認を経て決定するものとする。

2 前項の決定について、助成対象者に決定通知書を送付するものとする。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は、助成を円滑に且つ効果的に実施するために、次の各号に掲げる任にあたる。

- (1) 助成方針及び選考方法等の承認
 - (2) 申請された研究の採否に関する承認
 - (3) 決定された研究の成果確認
- 2 選考委員は、10名以上15名以内で構成する。部会長を含む。
 - 3 選考委員は、理事長が委嘱する。
 - 4 選考委員の任期は、原則2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 補欠または増員により委嘱された選考委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(選考委員会の運営)

第7条 選考委員会は、理事長が招集する。

- 2 選考委員長及び選考副委員長を各1名置く。選考委員長及び選考副委員長は理事長が委嘱する。
- 3 選考委員長は、選考委員会および選考部会ともに議長となり議事を整理する。
- 4 選考副委員長は、選考委員長を補佐し、選考委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 選考委員会は、過半数の委員の出席により成立し、出席委員の3分の2以上の合意により決定するものとする。
- 6 選考委員会の議事については、議事録を作成し、理事長に報告する。
- 7 選考委員会の出席に際しては、理事長が別に定める委員手当等を支給するものとする。
- 8 選考委員会の庶務は、財団の事務局が行う。

(選考部会)

第8条 選考部会は、助成を円滑に且つ効果的に実施するために、次の各号に掲げる任にあたる。

- (1) 選考基準、選考方法等の確認
 - (2) 申請された研究の選考
 - (3) 決定された研究の成果確認
- 2 研究テーマ毎に部会を設置し、各会2名以上5名以内で構成する。
 - 3 部会委員は、学識経験者で構成し、理事長が委嘱する。
 - 4 部会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 補欠または増員により委嘱された部会委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(選考部会の運営)

第9条 選考部会は、理事長が招集する。

- 2 各部会に部会長を1名置く。部会長は理事長が委嘱する。
- 3 部会長は、選考委員を兼務する。
- 4 部会長が任を全うできないときは、別の部会委員が部会長代理として、その職務を代行することができる。
- 5 選考部会の議長は、選考委員長がつとめ、議事を整理する。
- 6 選考部会の議事については、議事録を作成し、理事長に報告する。
- 7 選考部会の出席に際しては、理事長が別に定める委員手当等を支給するものとする。
- 8 選考部会の庶務は、財団の事務局が行う。

(計画変更)

第10条 助成対象者は、決定された研究計画書等に記載された内容を変更しようとするときは、あらかじめ 所定の研究計画変更届を理事長に提出しなければならない。

(研究の中止・辞退)

- 第11条** 助成対象者は、決定された研究を中止しようとするときは、あらかじめ所定の研究の中止届を理事長に提出しなければならない。
- 2 助成対象者は、助成金を辞退しようとするときは、あらかじめ所定の研究の辞退届を理事長に提出しなければならない。

(中間報告)

第12条 助成対象者は、助成を受けた年度の10月中旬までに、9月末までの進捗状況について所定の中間報告書を理事長に提出しなければならない。

(完了報告)

第13条 助成対象者は、助成を受けた年度の2月末までに研究を完了し、所定の完了報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第14条 理事長は、前条の報告を受けたときは、完了報告書を精査し、適当と認められた場合は、助成金額を確定するものとする。

(決定の取消等)

第15条 理事長は、第11条の規定により研究の中止または辞退の届出があった場合及び次の各号の

一に該当する場合には、第5条の規定による助成決定の全部、若しくは一部を取り消しまたは変更することができる。

- (1) 助成対象者が、この規程に違反した場合
- (2) 助成対象者が、決定された研究以外の用途に助成金を使用した場合
- (3) 助成対象者が、決定された研究に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をした場合
- (4) 決定後に生じた事情により、決定された研究の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

(助成金の返還)

第16条 理事長は、前条の規定により決定を取り消した場合は、期限を定めて、取り消し部分にかかる助成金の返還を命ずるものとする。

- 2 第14条の規定により、助成金額を確定した場合において、助成対象経費の合計額があらかじめ助成した金額を下回ったときも同様とする。

(調査等)

第17条 理事長は、決定された研究の執行の適正を期するために必要と認めるときは、助成対象者に報告を求め、または財団職員に帳簿書類等を調査させ必要な指示をさせることができる。

- 2 助成対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守し、その状況を理事長に報告しなければならない。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、この助成制度の実施に関し、必要な事項は別に理事長が定めるところとする。

附 則 (平成 23 年 4 月 6 日 規程第 12 号)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 6 日に施行し、公益財団法人笹川スポーツ財団の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日) から適用する。
- 2 第 3 条の規定にかかわらず、平成 23 年度の助成の対象となる研究期間は、平成 23 年 5 月 1 日から平成 24 年 2 月末日までとする。
- 3 第 6 条第 4 項の規程にかかわらず、選考委員会設置当初の委員の任期は、平成 23 年 3 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 23 年 10 月 25 日 規程第 17 号)

この規程は、平成 23 年 10 月 25 日から適用する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日 規程第 56 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 10 月 17 日 規程第 61 号)

この規程は、平成 30 年 10 月 17 日に施行し、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。